

○厚生労働省告示第二百二十五号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十七条第二項第一号の規定に基づき、薬事法施行規則第九十七条第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する生物学的製剤である医薬品を次のように定め、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十三年七月四日

厚生労働大臣 細川 律夫

薬事法施行規則第九十七条第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する生物学的製剤である医薬品

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十七条第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する生物学的製剤である医薬品は、ワクチン（専ら疾病の治療に使用されることが目的とされているものを除く。）とする。